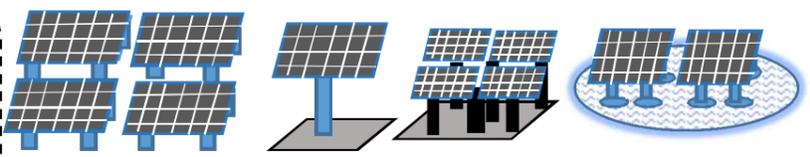
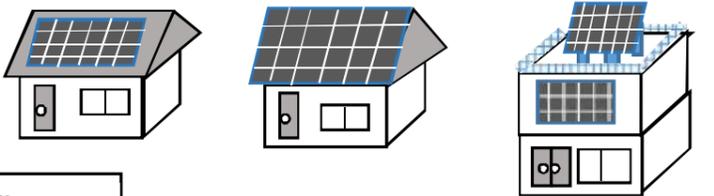


東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱における手続の流れ

対象となる太陽光発電設備（地上平面設置型、支柱型、水上型）



対象外の太陽光発電設備（屋根設置型、屋上設置型、建築物一体型）



- 1 対象となる太陽光発電設備
最大出力が10キロワット以上のもの。
ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものは除く。
- 2 届出は以下のフロー図のとおり（黄色着色箇所は市が実施）
届出は発電設備の設置に着手する30日前までとする。

太陽光発電設備設置相談（事業者）

東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱 協議（関係各課との協議）

協議事項（協議する先は各法令等に関する問合せ先を参照）

ただし、滋賀県土地利用に関する指導要綱に該当する場合は、県の指導要綱に基づき手続を行うこととする。

- 1 届出書に添付する「第5条関係確認書（遵守事項）」に対する各法令等の確認
電気事業法 森林法 農振法 農地法 文化財保護法 騒音規制法 振動規制法 道路法 河川法 自然公園法 土壌汚染対策法 急傾斜地法 砂防法 地すべり等防止法 市風景づくり条例 市法定外公共物管理条例（里道・水路） 滋賀県土地利用に関する指導要綱（敷地が10,000平方メートルを超える場合 滋賀県県民活動生活課と協議） その他該当する法令、条例等
- 2 届出書に添付する「第6条（事業者等の責務）確認事項」の取組、対応・措置
（責務に対する取組、対応する内容は第6条（事業者等の責務）確認事項（チェックシート）を参照）
地元自治会や隣接土地所有者等への説明、周知 土砂流出等の防止対策 雨水排水協議（施設管理者、水利権者の同意）
防火及び防犯対策 周辺環境に影響に対する措置 その他（事業者等の責務）に記載された事項

届出書及び添付図面等の作成

- 【作成書類】
- 1 太陽光発電設備設置（計画）届出書（様式第1号） 2部
- 2 添付書類
位置図 委任状 法人の登記事項証明書 土地利用計画図（造成、排水計画含む） 造成計画断面図 公図の写し 地元自治会等説明結果報告書（様式第5号） 経済産業局に提出した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し 第5条関係確認書（遵守事項）（所定様式） 第6条（事業者等の責務）確認事項（チェックシート）（所定様式） 各法令等の許可書の写し その他必要と認める図書
発電出力が50キロワット未満で山林の伐採、造成がない場合の と の図面については、設置区域内のパネルの配置、雨水排水の放流位置がわかる図面を添付。

指導要綱の届出書（添付書類含む）の提出（正本、副本の2部）

届出が提出されないまま工事着工された場合
事業内容を調査し、国、県その他関係機関に情報提供

市役所関係各課に通知（諸手続きの状況等を確認）

指導・助言に関する通知（指導等が必要な場合のみ）

指導・助言に関する手続・対応等

手続・対応等がされないまま工事着工された場合
国、県その他関係機関に情報提供

手続完了後 届出書受理（届出帳に登録）

注意
届出の受理までに許可を受ける必要がある法令等については、許可を受けた時点にて届出を受理する。

着工

完了届の提出（2部）

設置完了後10日以内に「太陽光発電設置完了届」（様式第3号）を提出する。

現地確認

稼動予定日を30日過ぎても完了届が提出されない場合
事業者に督促通知

確認済の通知

通知から15日が過ぎても完了届が提出されない場合
設置の確認が未済である旨の通知

設置完了届に「確認済」印を押印し届出者に返却する。